

告 示

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和八年二月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰宏芳

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム あいせんハイム	社会福祉法人愛の泉	埼玉県加須市大字水深八六九番地一 七